新公審査答申（情）第４３号
令 和 ８ 年 ９ 月 １ ８ 日

新潟市代表監査委員　　様

新潟市公文書公開等審査会
会 長　　菊 池　　弘 之

審査請求に関する諮問について（答申）

令和６年７月１８日付け、新監査第１７５号及び新監査第１７６号で諮問のあった件について、次のとおり答申する。

第１　審査会の結論

新潟市監査委員（以下「実施機関」という。）が、令和５年３月１４日付け、新監査第４６４号の２及び新監査第４６５号の２により行った公開決定は妥当であるが、本件対象文書のうち、令和４年３月２２日開催分、及び同年８月３０日開催分の会議概要に資料として記載のある新潟市職員措置請求書（写）（以下「本件監査請求書写し」という。）については、対象文書として特定の上、改めて公開非公開の決定を行うべきである。

第２　審査請求の経過

１　行政文書の公開請求

令和５年３月１日、審査請求人は、新潟市情報公開条例（以下「条例」という。）第５条の規定に基づき、実施機関に対し、２件の行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。当該請求の内容は、１件目については令和４年２月２４日に、２件目については令和４年８月１０日に市が住民監査請求を受けた事案について、市は受理前却下をしているが、各監査委員が監査請求書を確認し、審査したことを示すもの（以下、合わせて「本件請求文書」という。）の公開を請求するものとなっている。

２　実施機関の決定

令和５年３月１４日、実施機関は、公開請求ごとにそれぞれ２回分の監査委員会議の概要（以下、合わせて「本件対象文書」という。）を対象文書と特定し、それぞれに公開決定（以下、合わせて「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

３　審査請求

令和５年３月２９日、審査請求人は、本件決定を不服として決定ごとに審査請求（以下、合わせて「本件審査請求」という。）を行った。

４　諮問

令和６年７月１８日、実施機関は条例第１２条第１項の規定に基づき、当審査会に対し、審査請求ごとに諮問を行った。

第３　審査請求人の主張

審査請求人が審査請求書、反論書及び口頭意見陳述聴取結果記録書において主張する内容は、おおむね以下のとおりである。なお、審査請求人はこれ以外にも主張を行っているが、当審査会の結論を左右するものではないため取り上げない。

「監査委員会議の概要」に記載されている資料が開示されていない。資料は「監査委員会議の概要」と一対である。

請求したのは会議の概要ではない。監査委員に（住民監査）請求した内容を（監査委員事務局が）正しく示したかどうかの文書である。監査委員が請求内容をちゃんと見ているかどうかということ。

第４　実施機関の主張

実施機関が弁明書及び口頭意見陳述聴取結果記録書において主張する内容は、おおむね以下のとおりである。

請求の内容が「各監査委員が監査請求書を確認し、審査したことを示すもの」であり、公開した文書で監査委員会議において審査した事実そのものを証することができると判断したため文書を特定し、当該処分の決定をしたものである。

開示した文書を見れば、監査委員が監査委員会議で住民監査請求を取り扱い、資料に基づき審査したことがわかる。

（情報公開請求書に）監査委員が請求内容をちゃんと見ているかというような記載はない。見ているかどうかを判断できるような文書はない。

第５　審査会の判断

１　審査の併合について

本案件に係る２件の諮問は、審査請求人が同一である上、公開請求の内容も日付が異なるだけの同種の文書について公開を求めるものであって、審査請求の趣旨や主張の内容も同一であることから、当審査会は、これらを併合して審議することとした。

２　本件審査請求について

本件審査請求は、実施機関が本件対象文書を特定して本件決定を行ったところ、本件対象文書の一部に記載のある会議資料についても公開を求めてなされたものであり、決定の変更を求めてなされたものと解される。以下、本件決定の妥当性について検討を行う。

３　本件決定の妥当性について

（１）まず、当審査会において本件対象文書を見分したところ、監査委員会議において、監査委員出席の下、公開請求内容に係る住民監査請求について、新潟市職員措置請

求書、ここでいう住民監査請求書の写しを資料に用いて協議し、審査結果通知文を決定したことを表す記述が認められる。このことから、実施機関が本件対象文書を特定し、公開決定したことは、請求内容に照らして妥当であったといえる。

（2）一方、審査請求人は、本件対象文書は監査委員に対して住民監査請求書が正しく提示され、監査委員がこれを確認して審査したのかを示していないため、本件監査請求書写しを公開すべき旨を主張している。

実施機関はこれに対し、本件対象文書の公開により、監査委員が監査委員会議で公開請求対象の住民監査請求を取り扱い、資料に基づき審査したことが判断できると主張する。

（3）そこで、両者の主張を踏まえて検討すると、本件対象文書と合わせて本件監査請求書写しが公開されることで、初めて監査委員会議において監査委員が住民監査請求書の内容をそのまま確認して審査したか否かが判明し、本件請求の趣旨が満たされるものと考えられる。

（4）よって、本件監査請求書写しについても本件請求文書に含まれると解するべきであり、これを対象文書として特定した上で、改めて公開非公開の決定を行うべきである。

4　結論

以上のことから、「第１　審査会の結論」のとおり答申する。

第６　審査会の開催経過

当審査会の開催経過の概要は、次のとおりである。

年 月 日	内容
令和６年７月１８日	実施機関の諮問書を受理
令和８年８月２０日	審査会開催（第１回）
令和８年９月１７日	審査会開催（第２回）

（第３部会）

委員　菊池弘之、　委員　杵渕栄治、　委員　櫻井香子